

## 平成27年度 授業シラバスの詳細内容

科目名(英)	行政法(Administrative Law)		授業コード	E017951
担当教員名	松下 乾次		科目ナンバリングコード	E30505
配当学年	3	開講期	後期	
必修・選択区分	選択	単位数	4	
履修上の注意または履修条件	とくにありません。			
受講心得	配付資料を必ず持参すること。授業内容(板書)に自習した内容を加えたノートを作成すること。遅刻をしないこと。			
教科書	授業で指示します。			
参考文献及び指定図書	宇賀克也『行政法概説Ⅰ[第5版]』(有斐閣)、宇賀克也『行政法概説Ⅱ[第4版]』(有斐閣)、曾和俊文『行政法総論を学ぶ』(有斐閣)。その他、講義で指示します。			
関連科目	民法ⅠA、民法ⅠB、民法Ⅱ、日本国憲法、憲法。その他、地方財政、社会保障関係の科目。			

授業の目的	<p>行政をめぐる環境は大きく変化しています。この10年の改革の背景と到達点を見ます。戦後日本の行政は、政治(家)—行政(中央官僚)—地方(自治体)—経済(財界)の四局構図で、中心的な役割を果たしてきました(「護送船団方式」)。まず、このシステムの効率性に注目します。そして、今日財政赤字問題を発端に、この四局の見直しがはじまり、行政改革(省庁再編、首相・内閣の権限強化)、地方分権改革・市町村合併、規制緩和の各政策が展開しています。</p> <p>次に、行政法学、特に現在でもその理論の基礎となっている伝統的理論を学習します。同理論は、ドイツの立憲君主下で完成し、戦前の日本の法学界、司法界に導入され今日に続いています。授業では、同理論の基本原則(法律による行政の原理)、基本制度(行政行為、独特の法規概念等)、そしてその問題点(全ての行政活動が司法救済の対象となっていない)と克服策を見ていきます。</p> <p>近年の行政では、国民との対話を重視した活動が見られます。行政の最終決定に至る行政過程に、様々な形で国民・私人の関与を認めています。行政手続法、情報公開法、個人情報保護、環境情報影響法、政策評価法等々です。これら制度の背景・意義(行政の説明責任、透明な行政運営、また行政の効率性・顧客・成果重視の新公共管理、スリムな国家・規制改革)、各法制度の概要を学習します。</p> <p>行政法では、実例として挙げる判例は、地方のケースです。地方自治体が抱える問題を見ることとなります。</p>
授業の概要	<p>公務員試験の教養及び専門試験を念頭において授業を進めます。行政(政府・地方自治体)と国民の関係で、特に国民の人権保障を実現するのが行政法の課題です。まず、基本的な行政と国民の関係(例えば許可処分、制裁処分など)を具体的に見ていきます。ここでイメージされた行政法の全体像を踏まえて、今日の行政関係の課題を見ていきます。最近の司法改革では行政訴訟法が改正され、訴訟しやすくなりました。この点を踏まえ、現在の状況を見ていきます。</p>

○授業計画	
学修内容	学修課題(予習・復習)
<p><b>第1週：行政法とは</b></p> <p>授業内容のガイダンスです。シラバスを使って講義の内容、スケジュールを説明します。そのなかで、行政法という分野とこの授業の意義を理解してもらいます。まず、今日の行政をめぐる状況と課題を見ていきます。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>

<p><b>第2週：行政の歴史と行政法の生成</b></p> <p>行政法とその対象である行政の歴史的な展開を説明します。ヨーロッパの歴史のなかで権力分立の原理が確立していく過程のなかで、行政及び行政法の展開を見ます。まず、行政法とその理論が早くから展開したドイツを見ます。欧米の権力分立の歴史から行政・行政法の展開を見ます。ドイツ・ヨーロッパ大陸型の行政の展開・行政法の特徴と、英米とくにアメリカのそれとを比較します。</p> <p>行政が19世紀、20世紀そして21世紀とどう展開し、行政法がどういう役割を果たしてきたかを見ていきます。行政固有の解決が必要か、「公法と私法」という伝統的な議論に触れますが、ここではむしろ今日の規制緩和の下での行政・行政規制のあり方も考えていきます。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>
<p><b>第3週：行政法のしくみ-1 国の行政のしくみ</b></p> <p>ドイツにはじまる行政法の伝統的理論において重要な概念となる「行政主体」「行政機関」概念を説明します。そして、日本の中央の行政のしくみ(政府)の特徴を見ていきます。とくに、戦前早期からアウトソーシングが実施され極めて効率的であったことを認識してもらいます。</p> <p>戦後復興を果たした戦後システム、すなわち行政-政治-経済-地方の4局構造が、行政(官僚組織)主導でいかに効率よく動いていったかを見ます(機関委任事務、護送船団方式と呼ばれる産業政策)。</p> <p>行政改革。戦後システムの機能不全が、政官の不祥事、財政赤字の問題化とともに表面化しその改革が求められる。20世紀の80年代、90年代の行政改革を見ていきます。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>
<p><b>第4週：行政のしくみ-2 地方の行政のしくみ</b></p> <p>地方の組織を概観します。そして、戦後の地方自治の建前と現実を検証します。ここでは、まず機関委任事務・地方交付税制度を通して中央が地方の復興をいかに実現してきたかを見ます。</p> <p>地方改革。戦後地方の復興を支えた機関委任事務・地方交付税制度そのた補助金行政は、地方財政を圧迫するまでに至り機能不全を来した。まず、地方に本来必要な政策を自ら実現させるべく権限委譲・地方分権改革が行われる。その経緯と分権の内容を検証します。</p> <p>地方改革は、地方財政の自主自立を欠き、その自主財源確保に苦慮している。ここでは、地方財政改革、市町村合併さらに道州制について見ていきます。21世紀の地方自治を考えて生きたい。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>
<p><b>第5週：行政法規とは</b></p> <p>行政法規の特徴を見ます。実際の法律を見て、刑事法民事法とは異なる性質を理解します(行政の行為規範であって、すべてが裁判規範にならない)。行政作用法と行政組織法に分類されます。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>
<p><b>第6週：法律による行政の原理</b></p> <p>行政内部・外部法の二分論、自由裁量論などドイツにはじまる行政法の伝統理論の問題点を検証します。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>
<p><b>第7週：行政過程と法-1 行政手続法</b></p> <p>まず行政手続法を見ていきます。各国の行政を巡る環境によって、行政手続法の具体的内容は異なる。まず、主要国の行政手続法と共通する原理(適正手続の原則)を見る。そして、日本の行政手続法制定の背景と特徴点を見ます。</p> <p>そして、日本の行政手続法を見ていきます。統一法典のない行政法分野では、最も重要な法律です。日本の行政の不透明性・不公正さを是正すべく、とくに申請に関する手続をルール化しています。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>

<p><b>第8週：行政過程と法—2 情報公開法</b></p> <p>行政運営の公正さを担保するために、行政情報の開示請求を求める権利を明確にし、行政運営の透明性を確保するのが情報公開法です。基礎となる原理が知る権利なのか、説明責任なのか、議論があります。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>
<p><b>第9週：行政過程法—3 個人情報保護法 環境影響評価法 政策評価法</b></p> <p>個人情報の本人開示という自己情報コントロール権は、個人情報保護法で別途保障されることになりました。 実質的な参加、とくに公共事業をチェックするシステムを作り出しているのが、環境アセスメント法です。ただ、早期に事業をチェックできない欠点がありますが、行政の政策の説明責任と実施要領を定めた政策評価法がカバーしている。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>
<p><b>第10週：行政の行為形式—1 行政行為 行政の実効性確保</b></p> <p>行政法の伝統的理論の特徴を整理します(行政主体、法規概念における行政内部外部二分論、行政行為中心主義)。伝統理論の核心にある行政行為概念の特質を見ていきます。 行政の実効性確保。行政は政策を実現するため、国民に強制する手段を持っている。それが行政強制である。しかし、人格・人権を無強制は制限される(代執行中心主義)。ただ、実力行使を含む破壊消防・警察官の職務執行などの即時強制、実力行使を含まない行政調査、さらに違反者の氏名公表・刑事罰等制裁など、多様な実効性確保の手段を持っている。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>
<p><b>第11週：行政の行為形式—2 基準設定過程:行政立法 行政計画</b></p> <p>活動の基準設定としての行政立法。行政行為を中心とする行政活動の枠をはめるのは、法律です。しかし、法律の内容は抽象的で必ずしも一義的に解釈できません。自由行政裁量論)に展開します。しかし、行政も自ら抑制するルールを作り(行政立法)法の解釈・政策の統一を図り、国民に対する公正を実現します。行政立法の機能と問題点を整理します。 都市計画など国民のため一定の事業を計画し場合によっては自ら施工します。行政計画は、複数の許認可手続を経て、また関係者への計画縦覧等複雑多岐にわたる手順を踏んで実行されます。都市計画法を例に計画法の特徴を見ていきます。行政計画が争われた事例(土地区画整理法と土地改良事業法)を取り上げ、司法救済上の問題を考えます。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>
<p><b>第12週：行政の行為形式—3 行政のソフトな手法:行政指導 行政契約</b></p> <p>ソフトな行政手法(対話的行政)として、近年はとくに契約的手法が注目されている。今日の行政契約の特徴を見ていきます。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>
<p><b>第13週：違法・不当な行政行為を争う途—1 不服申立</b></p> <p>行政に対する苦情は、総務省の行政評価、地方自治体の行政相談によって対処されている。直接行政に対して処分の再考を求めて異議を申し立てるのは、行政不服審査である。司法救済に比して簡便迅速かつ柔軟な対応が期待される場所であるが、問題も多い。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>
<p><b>第14週：違法・不当な行政行為を争う途—2 行政事件訴訟法</b></p> <p>最終的には、司法裁判所で処分等と取消しを求めることになる。これが行政訴訟である。日本の行政訴訟の特徴と問題を見ていきます。まず、司法救済の対象を行政行為を中心であることです。伝統的理論の問題点でもあり、ここで再整理します。 日本の特徴問題点として従来指摘されてきたのは、訴訟形態が少ないことと、原告適格すなわち訴える原告の範囲を限定しすぎていることが指摘されてきました。しかしこれらは、司法改革の一環として、訴訟形態と原告適格さらに被告・管轄裁判所について、戦後最大級の抜本的改革が行政事件訴訟法においてなされました。その主要改正点を見ていきます。</p>	<p>配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。</p>

<b>第15週：損失補償・国家賠償 総復習</b>		配付資料の該当箇所を予習復習する。 ノートを整理して、復習する。 各回の確認問題で、各自自習する。
<p>損失補償。適法な行政活動でも、例えば都市計画による道路敷設で土地収用される場合のように、一部の国民に特別の犠牲を強いることがあります。このような場合には、損失を行政は補償しなければなりません。</p> <p>国家賠償法。君主は悪をなさずで、違法な国家行政活動に対する損害賠償制度は、救済法の歴史では遅れて登場してきました。戦後日本では、憲法17条及び国家賠償法によってようやく確立されました。まず民法709条に対応する国家賠償法1条の内容を見ていきます。判例学説は救済の範囲の拡大を目指してきました。</p>		
<b>第16週：期末試験</b>		
キーワードについての理解度をチェックします。		
授業の運営方法	(1)授業の形式	「講義形式」
	(2)複数担当の場合の方式	
	(3)アクティブ・ラーニング	
地域志向科目	カテゴリー Ⅲ：地域における課題解決に必要な知識を修得する科目	
備考	欠席した場合は、冊子等配付物を参照し、自習しノートを提出します。	

<b>○単位を修得するために達成すべき到達目標</b>	
<b>【関心・意欲・態度】</b>	行政事件、行政法について、身近な事例および社会問題になっている事案を考えていく。
<b>【知識・理解】</b>	行政法の重要語、キーワードを理解する。
<b>【技能・表現・コミュニケーション】</b>	行政法の全体像を理解し、かつ主要な問題点について、簡潔に説明できる。
<b>【思考・判断・創造】</b>	行政法の現代的な課題を理解し、主要問題について論理的に考えることができる。

○成績評価基準(合計100点)			合計欄	100点
到達目標の各観点と成績評価方法の関係および配点	期末試験・中間確認等(テスト)	レポート・作品等(提出物)	発表・その他(無形成果)	
<b>【関心・意欲・態度】</b> ※「学修に取り組む姿勢・意欲」を含む。		<b>10点</b>		
<b>【知識・理解】</b> ※「専門能力(知識の獲得)」を含む。	<b>70点</b>			
<b>【技能・表現・コミュニケーション】</b> ※「専門能力(知識の活用)」「チームで働く力」「前に踏み出す力」を含む。	<b>10点</b>			
<b>【思考・判断・創造】</b> ※「考え抜く力」を含む。		<b>10点</b>		

**(「人間力」について)**

※以上の観念に、「こころの力」(自己の能力を最大限に発揮するとともに、「自分自身」「他者」「自然」「文化」等との望ましい関係築き、人格の向上を目指す能力)と「職業能力」(職業観、読解力、論理的思考、表現能力など、産業界の一員となり地域・社会に貢献するために必要な能力)を加えた能力が「人間力」です。

○配点の明確でない成績評価方法における評価の実施方法と達成水準の目安

成績評価方法	評価の実施方法と達成水準の目安
レポート・作品等 (提出物)	
発表・その他 (無形成果)	